

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年12月28日  
照会部署名 広島事務センター 厚生年金グループ  
照会担当者 (役職名) 管理・厚生年金G長 笹岡 猛  
連絡先 [REDACTED]  
メールアドレス [REDACTED]

業務実施部署の長の確認	太田
-------------	----

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No. 2010—043	本部受付番号 No. 2011—9
-------------------------	-------------------

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

月額変更届の起算月について
---------------

(照会に係る諸規定等の名称、条文番号)

業務処理要領【マニュアル】厚生年金適用IV-1 被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険法第23条
--

(内容)

基本給変更に伴い、賃金が降給となつたが一部手当等については翌月精算のため精算完了月を起算月として月額変更届の提出を指示した。

ただし、この事業所は健康保険組合加入の事業所で健康保険組合は精算完了月ではなくあくまで変更該当月からを起算月として月額変更の手続きを行つたので日本年金機構でも同様にするべきではとの指摘を受けたがどのように取り扱うべきかご指導ください。

具体的な事例として、これまで月 72000 円の基本給が平成 22 年 9 月に月 38100 円となつた。

ただし、38100 円だと最低賃金に抵触するため最低賃金を補うために差額分については最低保障手当を支払うこととした。最低保障手当は翌月支払となっている。

月	基本給	職務加算	成績手当	継続手当	損保成績手当	最低保障手当	募集手当	合計額
8	72400	5000	1260	17695	8102			104457
9	38100		1657	14688	6496			60941
10	38100		2989	14507	3989	37295		96880
11	38100		3745	14617	8094	32324		96880
12	40600	16000	10270	14725	4906	3561	22070	112132

#### <対応案>

- ① 最低保障手当分が 10 月支払となるため 10 月を起算月として隨時改定をする
- ② 報酬変更月である 9 月を起算月として隨時改定をする

また、もし①で取り扱う場合健康保険組合との相違が生じますが、その部分については問題ないということでおろしいでしょうか？

(ブロック本部回答)

事例の場合、降給した報酬が最低賃金法に抵触するため、最低賃金に満たない差額分については「最低保障手当」を翌月に支払うことにより是正措置が図られているものであり、昇給等が遡及して適用されることにより差額支給されたものではないから、昭和 36 年 1 月 26 日保発第 4 号に示されている隨時改定の保険者算定には該当しないものと思慮する。

よって事例の場合、起算月は降給月である平成 22 年 9 月にすべきと考える。

ただし、これによる場合、「最低賃金法に抵触する報酬のみが支給された 9 月を含めた算定対象月で 12 月以降の標準報酬月額を決定する」ことになる。

最低賃金法に抵触する報酬を基にした月を算定対象月に含めてよいかについて疑義が生じることから、本部へ確認したい。

回答日（又は本部への照会日） 平成 23 年 1 月 6 日

回答部署名 中国ブロック本部適用徴収支援部厚生年金適用グループ

回答作成者 マニュアルインストラクター（グループ長）細美 辰雄

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

所属部署の長の確認

三戸

(本部回答)

労働基準法上、最低賃金法に違反する賃金の差額は当月に支払うことが必要で、翌月の支給で精算することは通常認められていない。（東京労働局確認）

本来支給すべき日に支給すべき報酬を支給していない場合においては、残業手当の未払いがあった場合がそうであるように、本来支給すべき日にその報酬が支払われたものとして取り扱うことになる。

隨時改定は「一の給与計算期間全てにおいて固定的賃金の変動等が反映された報酬が支払われた月」を起算月としているところであり、ご照会の最低保障手当について、本来支給すべき日がいつになるのかは労働基準監督署等への確認が必要となるが、その日が属する月が、この月にあたるため月額変更の起算月となる。【疑義照会 2010-575, 2010-1110, 2011-19 参照】

回答日 平成 23 年 2 月 18 日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導グループ

回答作成者 （役職名）小玉 幸夫

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

（軽微なものについてはグループ長）

坂東